

**いじめ未然防止のための日常の取り組み**

- 1 「授業がわかる!」「授業が楽しい!」と答える学習指導
  - 「わかる・できる・楽しい」と思える授業を行う。
  - すべての児童が参加し、活躍できる授業を工夫する。
  - 学習習慣を確立する。
    - ・友達を呼ぶときは○○さん。・発表の仕方、話の聴き方を身につける。
    - ・次時の準備をしてから休み時間にする。・時間を意識して着席する。
- 2 「友達とのかかわりが楽しい!」と答える集団作り
  - 明るいあいさつを広める。(児童会中心に)
  - 異学年との交流の場を多く設ける。
    - ・たてわり活動・たてわりペア学年との遊び・ペア読書・体育委員会主催のスポーツゲーム(全校)
  - 人間関係調整プログラムを活用し、子ども同士のかかわり方を学び、人間関係作りをする。
  - 「ちくちく言葉」「とげとげ言葉」をなくし、「あったか言葉」「ほんわか言葉」を増やす。
- 3 すべての教育活動で
  - いじめは、決してしてはならないことを伝える。
  - 心の教育の充実し、他者を思いやる心を育てる。
  - 保護者からの訴えに対して、親身になって応じる。

**いじめ早期発見のための取り組み**

- 1 共感的な人間関係
  - 児童一人一人との触れ合いを大切に、児童の話によく耳を傾け、安心感・信頼関係を築く。
  - 児童の発達に合わせて理解し、児童の立場に立って受け止める。
- 2 校内連携体制の充実
  - 学級担任、専科担当、養護教諭は小さな兆候でも、情報交換及び情報共有を日常的に行う。
  - いじめを認識したら速やかに管理職まで報告する。○スクールカウンセラーと協力体制をとる。
  - 事務職員、用務員も含めて全職員で情報を得て、情報を共有する。
  - 5W1H(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)を付箋紙等にメモし、職員が共有できるようにする。
- 3 アンケート調査の実施と保護者との連携
  - 年間5回のいじめアンケート(記名式)をとり、実態を把握する。心配される事例やいじめと推測される事例について対処していく。
  - 毎週の終礼、月末の学年主任会で学年・クラスの実態を共有する。
  - 保護者とのていねいなやりとりを行い、早期発見に努める。
  - 保護者からの申し出が合った際には、受容的にうけとめ、すみやかに相談にのる。

**いじめ・不登校対策委員会の取り組み**

(組織・・・校長・教頭・教務・生徒指導主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー)

- 1 情報を集める
  - 日常における児童の兆候(気になる行為)にアンテナを高くして把握する。(担任・全教員)
  - 養護教諭・事務職員・用務員・スクールカウンセラーから情報を得る。
- 2 支援体制を組む
  - ①いじめを一人で抱え込まない。学年主任・生徒指導主任へ報告→協議
  - ②管理職に報告し、対応の仕方や方向性を決定する。
  - ③児童からの事実の確認をする。
    - ・複数の教員で対応する。個別に話を聞く。
    - ・共感的に話を聞き、事実を正確につかむ。
    - ・情報の提供者(いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童)の立場・安全を確保する。
  - ④いじめられた児童、いじめた児童に対する具体的な対応や指導を検討する。
  - ⑤対応や指導は、学級担任だけに任せることなく、役割分担をする。
  - ⑥決定した対応方針を教職員間で共通理解する。
  - ⑦必要があれば、関係機関と連携をとる。
    - ・市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。
- 3 児童への指導・支援をする
  - いじめられた児童へ(保護者)
    - ・守ることを伝え、不安を取り除く。
    - ・寄り添い支える体制を作る。
    - ・「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を高める。
  - いじめた児童へ(保護者)
    - ・行った行為は許されないことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
    - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景へも目を向ける。
    - ・いじめに向かうのではなく、運動や読書等発散できる力を育む。
  - 他の児童へ
    - ・自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
    - ・はやし立てるなど同調していた児童には、それらの行為はいじめをしていることと同じ行為であることを理解させる。
- 4 継続指導・指導の見直し・経過の見守り

**重大事態への対応**

※ 重大事態のケース

- (ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。・子どもが自殺を企図した場合・精神的疾患を発症した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金銭を奪い取られた場合等
  - (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
  - (ウ) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- 重大事態発生時には、調査を行い市教育委員会に報告を行う。